富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱

令和５年５月１日改正

（趣旨）

第１条　この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成 17 年富山市規則第 36 号。以下「規則」という。）第 24 条の規定に基づき、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）旧基準木造住宅　次の全てに該当する木造住宅その他市長が認めた木造住宅

ア　一戸建てのもの

イ　建物の過半が昭和５６年５月３１日以前に着工されたもの

ウ　階数が２以下のもの

エ　在来軸組工法によるもの

（２）耐震診断　一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による耐震診断で建築士が行うもの

（３）全体耐震改修　一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画と補強方法による一棟全体に対する耐震改修で、耐震診断において総合判定が 1.0 未満と診断された旧基準木造住宅について、総合判定を 1.0 以上とする耐震改修

（４）段階耐震改修　一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画と補強方法による一棟全体に対する耐震改修で、耐震診断において総合判定が 0.7 未満と診断された旧基準木造住宅について、総合判定を 0.7 以上 1.0 未満とする耐震改修

（５）部分耐震改修　旧基準木造住宅のうち市長が別に定める基準に適合した住宅で、耐震診断の結果、総合判定が 1.0 未満の住宅について、主たる居室など住宅の一部に限定して改修を行う工事で、市長が別に定める基準に適合させる耐震改修

（６）診断法表等　一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表その他市長がこれに準ずると認めるもの

（補助金の交付基準）

第３条　補助金は、市内において旧基準木造住宅を所有する者のうち、当該旧基準木造住宅の全体耐震改修及び部分耐震改修（以下、「耐震改修」とい

う。）を行う者で、市税を完納している者に対し、予算の範囲内において交付するものとする。
２　段階耐震改修及び部分耐震改修においては、第５条に規定する申請者が耐震改修後に居住するものとする。

（補助金の額）
第４条　補助金の額は、耐震改修に要する費用（ただし、耐震設計、工事監理に要する費用及び耐震改修に要する費用に含まれる消費税並びに地方消費税相当額を除く。以下「耐震改修工事費」という。）の５分の４とし、100万円を超えないものとする。ただし、富山市まちなか居住推進事業における「まちなか」又は富山市公共交通沿線居住推進事業における「公共交通沿線居住推進地区」内での全体耐震改修においては、耐震改修工事費の５分の４とし130万円を超えない額とする。
２　前項の規定に基づき算定した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

（交付の申請）
第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、規則第４条第１項の規定による補助金等交付申請書（様式第１号）に、次に掲げる書類を添えて、耐震改修工事に着手する前までに市長に正副２部提出しなければならない。
（１）事業計画書（様式第２号）
（２）収支予算書（様式第３号）
（３）耐震改修工事前後の診断法表等
（４）耐震改修工事前後の図面（付近見取図、配置図、平面図、立面図、敷地面積求積図、床面積求積図）
（５）耐震診断を行った建築士の資格者証の写し
（６）耐震改修工事費見積書
（７）建物の過半が昭和５６年５月３１日以前に着工したことが確認できる書面の写し
（８）登記事項証明書（建物）
（９）市税の納税証明書又は非課税証明書
（１０）その他市長が必要と認める書類
２　申請者は補助金の受領について、耐震改修工事を行う事業者に委任することができる。この場合において、申請者は、補助金の代理受領の委任状及び同意書（様式第１４号）を第１項に掲げる書類に添えて市長に提出しなければならない。

（交付の決定）
第６条　市長は、前条の規定による申請があった時は、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。

２　市長は、規則第５条第１項の規定による補助金の交付の決定をするときは、補助金交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。
３　市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付し、又は指示をすることができる。

（事業計画の変更）
第７条　申請者は、規則第４条第１項の規定により提出した事業計画書等の内容を変更しようとするときは、補助金計画変更承認申請書（様式第５号）または、補助金計画変更交付申請書（様式第６号）に、第５条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出しなければならない。
２　市長は、前項の規定により変更を承認したときは、補助金の交付の決定を変更することができる。
３　市長は、第１項の規定により変更を承認したときは、補助金計画変更承認通知書（様式第７号）または補助金計画変更交付決定通知書（様式第８号）により通知するものとする。

（事業計画の中止）
第８条　第６条第２項の規定による補助金の交付の決定通知を受けた者が、規則第１１条第１項の規定により補助事業を中止しようとするときは、遅滞なく、補助金中止届（様式第９号）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の規定により補助事業の中止を承認したときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。
３　市長は、第１項の規定により補助事業の中止を承認したときは、補助金交付決定取り消し通知書（様式第９号の２）により通知するものとする。

（状況報告等）
第９条　市長は、必要に応じて申請者に報告を求め、又は担当職員に当該事業計画に係る工事箇所等に立ち入り調査をさせることができる。

（補助事業遂行に関する指示）
第１０条　市長は、前条の報告等により、補助事業が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、その者に対しこれらに従って当該補助事業を遂行すべきことを指示することができる。

（実績報告）
第１１条　申請者は、耐震改修工事が完了したときは、遅滞なく補助事業実績報告書（様式第１０号）に、以下の書類を添付して提出しなければならない。
（１）事業実績書（様式第１１号）
（２）収支決算書（様式第１２号）

（３）工事請負契約書の写し
（４）耐震改修に要した費用の支払いが確認できる書面の写し（補助金の代理受領の委任をしている場合は、耐震改修に要した費用から補助金額を差し引いた金額の支払いが確認できる書面の写し）
（５）耐震改修補強部位の写真（工事前、途中、工事後）
（６）その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）
第１２条　市長は、耐震改修工事が完了したときは、補助事業実績報告書等の書類の審査及び現地調査等により当該補助事業に交付する補助金の額を確定し、申請者に補助金額確定通知書（様式第１３号）により通知するものとする。

（補助金の交付）
第１３条　補助金は、申請者が耐震改修工事を完了した後において交付する。

（適用除外）
第１４条　補助金の交付は、住宅一戸につき一度限りとし、他の制度等による耐震改修の補助金交付対象となった住宅については適用しない。

（手続きの特例）
第１５条　申請者は、規則第１９条の規定により、規則第１１条の規定による事業計画の変更等の承認の申請、規則第１２条に規定する実績報告を併合することできる。この場合において、補助金計画変更承認申請書兼事業実績報告書（様式第１５号）又は補助金変更交付申請書兼事業実績報告書（様式第１６号）に第５条に掲げる書類のうち変更に係る書類を添えて提出しなければならない。
２　市長は、第１項の書類等の審査及び現地調査等を行うことにより、変更を承認し、補助金の額の確定をしたときは、補助金計画変更承認通知書兼補助金額確定通知書（様式第１７号）又は補助金変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第１８号）により通知するものとする。

（その他）
第１６条　この要綱に定めるほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附　則（平成１７年１０月１日）
この要綱は、平成１７年１０月１日から施行する。

附　則（平成１８年５月１７日）
この要綱は、平成１８年５月１７日から施行する。

附　則(平成１９年１０月１日)
　この要綱は、平成１９年１０月１日から施行する。

附　則（平成２２年４月１日）
　この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年４月１日）
　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年７月１日）
　この要綱は、平成２３年７月１日から施行する。

附　則（平成２４年４月１日）
　この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年４月１日）
　この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則（平成２６年４月１日）
　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則（平成２７年４月１日）
　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（平成３１年４月１日）
　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日）
　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則（令和５年５月１日）
　この要綱は、令和５年５月１日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付申請書

年　　月　　日

（宛先）富山市長

申請者　住所
氏名

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業を実施したいので、富山市補助金等交付規則第４条第１項の規定により、次のとおり申請します。

記

交付申請額　金　　円

添付書類
１　事業計画書
２　収支予算書
３　その他

様式第２号（第５条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業
事業計画書

<table>
<tr><td rowspan="6">住宅</td><td>所在地
（地名地番）</td><td></td></tr>
<tr><td>建築年月</td><td>□明治　□大正　□昭和　　年　　月</td></tr>
<tr><td>建て方</td><td>□一戸建て</td></tr>
<tr><td>階数</td><td>□１階建て　　□２階建て</td></tr>
<tr><td>工法</td><td>□在来軸組工法</td></tr>
<tr><td>延べ面積</td><td>平方メートル</td></tr>
<tr><td rowspan="3">診断者</td><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td>資格</td><td>□一級建築士　□二級建築士　□木造建築士</td></tr>
<tr><td>登録番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">改修工事前の
耐震診断方法</td><td>□一般診断法　□精密診断法</td></tr>
<tr><td colspan="2">改修工事後の
耐震診断方法</td><td>□一般診断法　□精密診断法</td></tr>
<tr><td colspan="2">耐震改修方法</td><td>□全体耐震改修「まちなか居住推進地区内」
（全階を総合判定 1.0 以上）

□全体耐震改修「公共交通沿線居住推進対象地区内」
（全階を総合判定 1.0 以上）

□全体耐震改修（全階を総合判定 1.0 以上）

□段階耐震改修（全階を総合判定 0.7 以上 1.0 未満）

□部分耐震改修（２階建ての１階の上部構造評点 1.0 以上）

□部分耐震改修（主たる居室のみ部分判定 1.5 以上）</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事予定期間</td><td>交付決定日 から　　年　　月　まで</td></tr>
</table>

様式第３号（第５条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業
収支予算書

歳入予算

区　分	金　　額
補助金	
自己資金	
借入金	
合　計	円

歳出予算

区　分	金　　額
耐震改修工事費	
合　計	円

様式第４号（第６条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付決定通知書

富山市指令建指第　　号
年　　月　　日

様

富山市長

年　　月　　日付けで申請のありました　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金については、富山市補助金等交付規則第５条第１項の規定により、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

記

１　補助金の額　　金　　円

２　補助事業等の目的及び内容
木造一戸建て住宅の耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。

３　補助金等の交付の条件
（１）補助事業の内容を変更する場合においては、要綱第７条の規定により事業計画の変更申請を行うこと。
（２）補助事業を中止する場合においては、要綱第８条の規定により事業計画の中止届を提出すること。
（３）補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

（裏面へ続く）

４　交付決定の取消し

この交付決定にかかわらず、市長は、申請者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することがある。

この場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全額又は一部の返還を請求することがある。

（１）偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定又は交付を受けたとき。

（２）補助金を他の用途に使用したとき。

（３）市長の承認を受けずに、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供したとき。

（４）補助事業に関し補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わないとき。

（５）補助金の使途が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団の利益になるものと認められるとき。

様式第５号（第７条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金計画変更承認申請書

年　　月　　日

（宛先）富山市長

申請者　住所
氏名

年　　月　　日付け富山市指令建指第　　号で交付決定のあった　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市補助金等交付規則第１１条第１項の規定により、次のとおり申請します。

記

変更の理由及び内容

様式第６号（第７条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金計画変更交付申請書

年　　月　　日

（宛先）富山市長

申請者　住所
氏名

年　　月　　日付け富山市指令建指第　　号で交付決定のあった　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市補助金等交付規則第１１条第１項の規定により、次のとおり申請します。

記

１　変更前交付申請額　金　　円

　　変更後交付申請額　金　　円

２　変更の内容及び理由

様式第７号（第７条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金計画変更承認通知書

富山市指令建指第　　号
年　　月　　日

様

富山市長

年　　月　　日付けで申請のありました　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金の事業計画の変更について、承認しましたので、富山市補助金等交付規則第１１条第３項の規定により通知します。

記

承認の内容

様式第８号（第７条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金計画変更交付決定通知書

富山市指令建指第　　号
年　　月　　日

様

富山市長

年　　月　　日付けで申請のありました　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則第１１条第２項の規定により、　　年　　月　　日付け富山市指令建指第　　号の補助金額　　円を次のとおり変更して交付することに決定しましたので通知します。

記

補助金額　金　　円

様式第９号（第８条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金中止届

年　　月　　日

（宛先）富山市長

申請者　住所
氏名

年　　月　　日付け富山市指令建指第　　号で交付決定のあった　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金の事業計画について、事業を中止したいので、富山市補助金等交付規則第１１条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

中止の理由

様式第９号の２（第８条関係）

度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金
交付決定取り消し通知書

富山市指令建指第　　号
年　　月　　日

様

富山市長

年　　月　　日付け富山市指令建指第　　号で交付決定のあった　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金について、補助事業の中止を承認し、補助金の交付決定を取り消しましたので、富山市補助金等交付規則第１１条第３項の規定により通知します。

様式第１０号（第１１条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業実績報告書

年　　月　　日

（宛先）富山市長

申請者　住所
氏名

年　　月　　日付け富山市指令建指第　　号で交付決定のあった　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金について、富山市補助金等交付規則第１２条の規定により、事業の実績を報告します。

記

添付書類
１　事業実績書
２　収支決算書
３　その他

様式第１１号（第１１条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業
事業実績書

住宅	所在地 （地名地番）	
	建築年月	□明治　□大正　□昭和　　年　　月
	建て方	□一戸建て
	階数	□１階建て　　□２階建て
	工法	□在来軸組工法
	延べ面積	平方メートル
診断者	氏名	
	資格	□一級建築士　□二級建築士　□木造建築士
	登録番号	
改修工事前の耐震診断方法		□一般診断法　□精密診断法　□その他
改修工事後の耐震診断方法		□一般診断法　□精密診断法　□その他
耐震改修方法		□全体耐震改修「まちなか居住推進地区内」（全階を総合判定 1.0 以上） □全体耐震改修「公共交通沿線居住推進対象地区内」（全階を総合判定 1.0 以上） □全体耐震改修（全階を総合判定 1.0 以上） □段階耐震改修（全階を総合判定 0.7 以上 1.0 未満） □部分耐震改修（２階建ての１階の上部構造評点 1.0 以上） □部分耐震改修（主たる居室のみ部分判定 1.5 以上）
工事期間		交付決定日 から　　年　　月　まで

様式第１２号（第１１条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業
収支決算書

歳入決算

区　分	金　　額
補助金	
自己資金	
借入金	
合　計	円

歳出決算

区　分	金　　額
耐震改修工事費	
合　計	円

様式第１３号（第１２条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金額確定通知書

富山市指令建指第　　号
年　　月　　日

様

富山市長

年　　月　　日付け富山市指令建指第　　号で交付決定した　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金については、富山市補助金等交付規則第１３条の規定により、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

補助金の確定額　金　　円

様式第１４号（第５条関係）

補助金の代理受領の委任状及び同意書

年　　月　　日

（宛先）富山市長

申請者　住所
氏名　　㊞

私は、富山市木造住宅耐震改修等支援事業を実施するにあたり、補助金の受領を下記の事業者に委任します。

記

<table>
<tr><td>会社名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>代表者名</td><td colspan="2">㊞</td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">振込先</td><td>金融機関名</td><td></td></tr>
<tr><td>預金種別</td><td></td></tr>
<tr><td>口座番号</td><td></td></tr>
<tr><td>フリガナ
口座名義</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">私は、富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金交付要綱第５条第２項の規定による補助金の代理受領の委任を受けることに同意します。</td></tr>
</table>

様式第１５号（第１５条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業
補助金計画変更承認申請書兼事業実績報告書

年　　月　　日

（宛先）富山市長

申請者　住所
氏名

年　　月　　日付け富山市指令建指第　　号で交付決定のあった　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業について、次のとおり事業計画等を変更しましたので、富山市補助金等交付規則第１１条第１項の規定により承認願います。

また、同規則第１２条及び第１９条の規定により、事業の実績を併せて報告します。

記

１　変更の理由及び内容

２　添付書類
（１）　事業実績書
（２）　収支決算書
（３）　その他

様式第１６号（第１５条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業
補助金変更交付申請書兼事業実績報告書

年　　月　　日

（宛先）富山市長

申請者　住所
氏名

年　　月　　日付け富山市指令建指第　　号で交付決定のあった　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業について、次のとおり事業計画を変更したいので、富山市補助金等交付規則第１１条第１項の規定により、次のとおり申請します。

また、同規則第１２条及び第１９条の規定により、事業の実績を併せて報告します。

記

１　変更前交付申請額　金　　円

変更後交付申請額　金　　円

２　変更の内容及び理由

３　添付書類
（１）　事業実績書
（２）　収支決算書
（３）　その他

様式第１７号（第１５条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業
補助金計画変更承認通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令建指第　　号
年　　月　　日

様

富山市長

年　　月　　日付けで申請のありました　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則第１１条第２項の規定により、　　年　　月　　日付け富山市指令建指第　　号の補助金については、同規則第１３条及び第１９条の規定により、併せて補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

１　承認の内容

２　補助金確定額　　金　　円

様式第１８号（第１５条関係）

年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業
補助金変更交付決定通知書兼補助金額確定通知書

富山市指令建指第　　号
年　　月　　日

様

富山市長

年　　月　　日付けで申請のありました　　年度富山市木造住宅耐震改修等支援事業補助金の事業計画の変更等については承認し、富山市補助金等交付規則第１１条第２項の規定により、　年　月　日付け富山市指令建指第　号の補助金額　　円を次のとおり変更して交付し、同規則第１３条及び第１９条の規定により、併せて補助金額を次のとおり確定しましたので通知します。

記

１　補助金変更交付決定額　　円
２　補助金確定額　　円